

ガバナンス

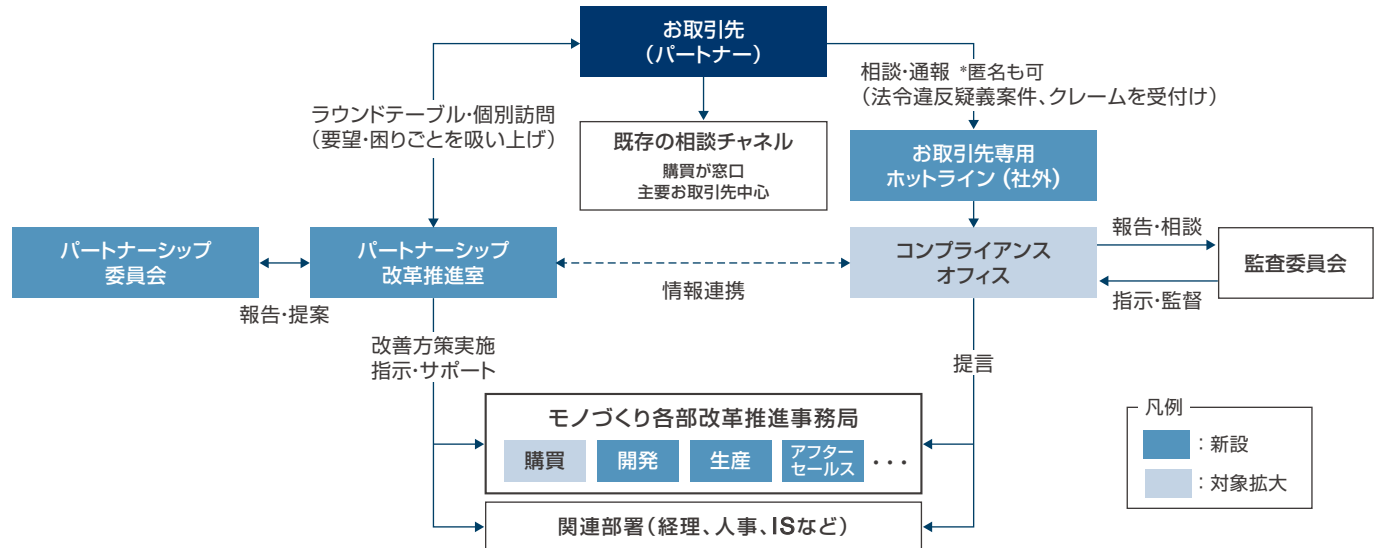
公正取引委員会からの勧告に関する取り組み	119
ガバナンスに関する方針・考え方	120
コーポレートガバナンス	121
リスクマネジメント	131
プライバシー&データ保護	133
コンプライアンス	134

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

当社は公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)の適用対象となる事業者との取引に関して、下請法に基づく勧告を受けました。本勧告において下請代金の減額に該当すると判断された割戻金の総額は、2021年1月から2023年4月までの約30億円です。当社は、既に、下請事業者に対して、下請代金の減額に該当すると判断された金額を返金するとともに、割戻金の運用も廃止いたしました。当社はこのことを大変重く受けとめ、パートナーからの信頼を回復すべく取り組みを進めています。

取り組み

- ・インフレ等によるコスト上昇に対する取引先の経済的負担を軽減する対応を迅速化
- ・割戻金制度を撤廃し、メーカーが取引先の現場とともにコスト競争力を高める
- ・開発費の別建て払いなど、台数の変動に伴う取引先の経済的負担を軽減する措置を拡充
- ・お取引先からの相談・通報を受け付ける仕組みを社外に設置
- ・パートナーシップ改革推進室をCEO直下に設置し、積極的にすべてのお取引先に対し、困りごとや要望をうかがい、協議・対応、改善につなげていく



ガバナンスに関する方針・考え方

2024年3月7日に当社は公正取引委員会から、下請法に基づく勧告を受けました。当社は、本勧告を大変重く受け止めております。当社が持続的な成長を実現するには、ビジネスパートナーの皆さまとの連携強化が不可欠です。そのため、当社は、法令の遵守状況についての定期的な点検、社内教育の徹底、および定期的な研修の実施などを通じて、法令遵守体制の強化を行うとともに、再発防止に徹底的に取り組み、今後の取引適正化を図ってまいります。そして、全てのパートナーの皆さまと真摯に向き合い、未来志向の関係を構築していくことに全力を上げてまいります。

上記を踏まえて、日産は、人々の生活を豊かにするため、信頼される企業として、独自性に溢れ、革新的なクルマやサービスを創造し、その目に見える優れた価値をすべてのステークホルダーに提供すべく、コーポレートガバナンス*1の向上を経営に関する最重要課題のひとつとして取り組んでいます。気候変動に伴うリスクと機会への対応をはじめ、社会からの要請や社会的責任を常に意識しながら事業活動を展開し、事業の持続的な成長とともに持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、日産が持続可能な企業であるためには、高い倫理観と透明性、また強固な基盤を備えた体制が不可欠です。

そしてその取り組みを主体的に情報開示することが求められています。日産の事業はグローバルに拡大し、各地域で多様なステークホルダーと活動していますが、すべてのステー

クホルダーから信頼され続ける企業であるためには、すべての従業員が高い倫理観を持ってコンプライアンス(法令遵守)を実践しなければなりません。日産では2001年に「グローバル行動規範」*2を定めて、日産グループ全社で徹底しています。

*1 「コーポレートガバナンスガイドライン」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Guidelines_JP.pdf

*2 「グローバル行動規範」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NISSAN_GCC_J.pdf

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの体制

日産は、2018年に発生した元経営者らによる不正行為を踏まえ、過度な権限集中を避け、ガバナンスの透明性を高めるために、社内の意識改革ならびにガバナンス改善などの再発防止に努めています。

当社は指名委員会等設置会社を選択し、明確な形で執行と監督・監査を分離し、意思決定の透明性を図るとともに、迅速かつフレキシブルな業務執行を実行し、内部統制、コンプライアンスならびにリスク管理体制の実効性を担保しています。

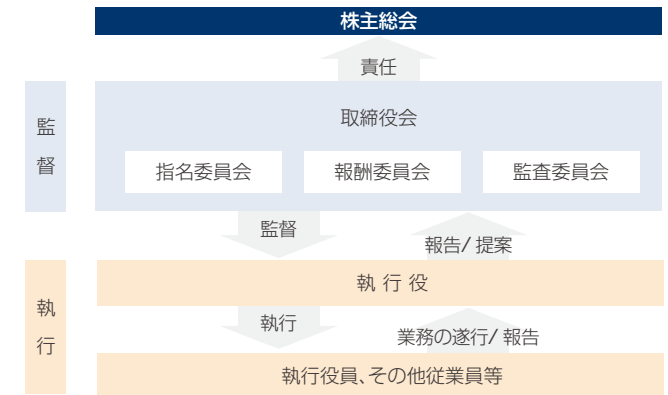
取締役会では、各委員会も含め社外取締役が過半数を占めており、報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。さらに、取締役会議長と各委員会の委員長は独立社外取締役が務めています。

日産はすべてのステークホルダーに対して明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況や実績を速やかに高い透明性を持って開示しています。さまざまなモニタリングシステムを活用しながら経営の健全性を維持するガバナンスの体制を構築するとともに、事業目標の達成に影響を及ぼす社内外のリスクを適切に評価し、管理しています。

コーポレートガバナンスは日産の重要な根幹であり、それを実効性のあるものにしていくために組織の隅々まで浸透するよう従業員・ビジネスパートナーへの啓発活動に注力しています。長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」の実現に向け、2024年3月に発表した経営計画「The Arc」に沿って、新しい開発・生産方式の導入、パートナーシップの活用を推

進し、商品ポートフォリオと電動化の取り組みを強化していくことで、お客さまや社会から真に必要なとされる持続可能な企業になることを目指し、役員から従業員に至るまで、透明性と尊重・敬意の姿勢を持って行動し、ステークホルダーの皆さまからの信頼と期待に応えていきたいと考えています。

取締役会の役割



取締役会の役割

- ・取締役会は、企業の繁栄および株主の利益に対して重要な責任を持つ。
- ・取締役会は、独立性を有する社外取締役の牽引により、多様な視点を持って、経営の基本方針を決定するとともに、執行役を監督する役割を担う。

取締役会の主な権限

経営の基本方針	・ 中長期事業計画 / 年度事業計画
株主総会	・ 招集 ・ 議案
選解任	・ 取締役会議長の選定 ・ 代表執行役の選定および解職 ・ 執行役の選解任 ・ 各委員会(指名・監査・報酬)の委員長および構成委員の選定および解職
会計	・ 四半期決算および計算書類 ・ 中間配当
その他	・ 内部統制に関する基本方針、等

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

取締役会の体制

当社の取締役会は、独立性を有する社外取締役（独立社外取締役）がけん引し、多様な視点を持って経営の基本方針を決定するとともに、執行役などの職務執行を監督する役割を担っています。

取締役会の議長および構成員の過半数（12名中8名）（2024年7月1日時点）を独立社外取締役とすることで、社外によりけん引される環境を創出しています。

また、各取締役は、国際性・ジェンダー・専門性等におけるダイバーシティ*1を有しており、これらのインクルージョンを通じて、会議全体として活発な議論と迅速な意思決定を実現することを目指しています。

重大な事項について

当社はサステナビリティ・リスク管理・内部統制／コンプライアンスを当社の経営に影響をおよぼす重要事項と位置づけ、以下の関連する方針・体制に則り、その取り組みを取締役に伝達するプロセスを構築・運用しています。

また、2023年度の実績報告においては、以下の報告がなされ、そのうち重大な懸念事項として、下請法に基づく公正取引委員会からの勧告に関する報告がなされました。

サステナビリティ

方針・体制

- ・コーポレートガバナンスガイドライン*2 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

取締役会での報告事項

- ・サステナビリティ関連報告 2回
- ・業務執行報告 10回（グローバル・リージョン業務など）

リスク管理

方針・体制

- ・コーポレートガバナンスオーバービュー*3（コーポレートリスクマネジメント体制、コーポレートリスクの年間管理プロセス）

取締役会での報告事項

- ・コーポレートリスクマネジメント報告 1回

内部統制／コンプライアンス

方針・体制

- ・コーポレートガバナンス報告書*4（IV-1 内部統制システム）
- ・コーポレートガバナンスオーバービュー*3（コーポレートガバナンスに関する基本方針、内部統制について、コンプライアンスシステム）

取締役会での報告事項

- ・内部統制報告 2回
- ・監査委員会報告 2回
- ・コーポレートガバナンス報告書承認 1回
- ・下請法に基づく公正取引委員会からの勧告に関する報告 2回

*1 ダイバーシティに関する詳細はこちらをご参照ください。 >>> P097

*2 「コーポレートガバナンスガイドライン」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/PDF/190625-02_01_JP.pdf

*3 「コーポレートガバナンスオーバービュー」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview_JP.pdf

*4 「コーポレートガバナンス報告書」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g_report.pdf

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

取締役スキルマトリックス

取締役のスキルマトリックスは以下の通りです。

なお、今後の事業の成長に向け優先されるスキル項目を見直した結果、2024年4月より取締役のスキルマトリックス項目から「政府機関」を削除し、「企業戦略」を新たに追加しました。

取締役スキルマトリックス(2024年7月1日時点)

		グローバル マネジメント	企業戦略	自動車業界	法務 / リスクマネジメント	財務 / 会計	ESG	製品 / 技術	セールス / マーケティング	デジタルトランス フォーメーション
1	木村 康 Yasushi Kimura	○	○			○	○	○	○	
2	ジャンドミニク スナール Jean-Dominique Senard	○	○	○	○	○	○			
3	ベルナル デルマス Bernard Delmas	○	○	○			○	○	○	
4	井原 慶子 Keiko Ihara	○	○	○			○	○	○	○
5	永井 素夫 Motoo Nagai	○	○	○	○	○	○			
6	アンドリュー ハウス Andrew House	○	○			○	○	○	○	○
7	ブレンダ ハーヴィー Brenda Harvey	○	○				○	○	○	○
8	朝田 照男 Teruo Asada	○	○		○	○	○			
9	得能 摩利子 Mariko Tokuno	○	○		○	○	○		○	
10	ピエール フルーリオ Pierre Fleuriot	○	○		○	○	○			
11	内田 誠 Makoto Uchida	○	○	○	○	○	○	○		○
12	坂本 秀行 Hideyuki Sakamoto	○	○	○	○		○	○		○

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

取締役会メンバーの担当職務 (2024年7月1日時点)

木村 康 (きむら やすし)



独立社外取締役
取締役会議長

指名委員会

取締役就任年月
2019年6月

ジャンドミニク スナール (Jean-Dominique Senard)



取締役
取締役会副議長

指名委員会

取締役就任年月
2019年4月

ベルナール デルマス (Bernard Delmas)



独立社外取締役
筆頭独立社外取締役

報酬委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

井原 慶子 (いはら けいこ)



独立社外取締役
報酬委員会委員長

指名委員会
報酬委員会

取締役就任年月
2018年6月

永井 素夫 (ながい もとお)



独立社外取締役
監査委員会委員長

指名委員会
報酬委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

アンドリュー ハウス (Andrew House)



独立社外取締役
指名委員会委員長

指名委員会
報酬委員会

取締役就任年月
2019年6月

ブレンダ ハーヴィー (Brenda Harvey)



独立社外取締役

監査委員会

取締役就任年月
2023年6月

朝田 照男 (あさだ てるお)



独立社外取締役

監査委員会

取締役就任年月
2024年6月

得能 摩利子 (とくのう まりこ)



独立社外取締役

報酬委員会

取締役就任年月
2024年6月

ピエール フルーリオ (Pierre Fleuriot)



取締役

監査委員会

取締役就任年月
2020年2月

内田 誠 (うちだ まこと)



取締役
代表執行役社長
兼最高経営責任者

取締役就任年月
2020年2月

坂本 秀行 (さかもと ひでゆき)



取締役
執行役副社長

取締役就任年月
2020年2月

取締役会の特徴 (2024年7月1日時点)

取締役会と委員会構成における高い独立性

・取締役会議長および各委員会の議長はすべて独立社外取締役

取締役会

・取締役の過半数(12名中8名)が独立社外取締役*1*2

委員会

- ・指名委員会：過半数(5名中4名)が独立社外取締役
- ・報酬委員会：全員(5名中5名)が独立社外取締役
- ・監査委員会：過半数(5名中4名)が独立社外取締役

国籍とジェンダーに関する多様性

国籍数

4カ国

ジェンダー

25%
女性



*1 各取締役に関する詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

*2 取締役の選任理由はコーポレートガバナンス報告書(社外取締役 会社との関係(2))をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g_report.pdf

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

取締役独立性基準

取締役会の高い独立性を担保するため、日産は、独立取締役の条件を厳密に定めています。

独立取締役は、以下の各号のいずれにも該当しないことが求められます。^{*1}

該当してはならない項目	
1	日産の役員および使用人である（現在もしくは過去10年間）
2	日産の主要株主である（現在もしくは過去5年間）
3	日産が主要株主である会社において、現在、取締役、監査役、会計参与または業務執行者である
4	日産の主要取引先である
5	日産から多額の寄付または助成を受けている組織の業務執行者である
6	日産から取締役の派遣を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与または業務執行者である
7	日産の主要債権者である
8	日産の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは税理士である
9	日産から財産上の多額の利益を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントである
10	日産から多額の支払いを受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームの従業員、パートナーまたは業務執行者である
11	上記各号のいずれかに該当する者の家族
12	日産で8年間を超えて取締役の職にあった者
13	以上の各号のほか、当社の少数株主を含む全株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

2023年度の実績

取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案、各委員会の構成員、四半期および通期決算、事業計画などの当社グループ経営にかかわる重要事項などについて決議しています。当事業年度における、当取締役会に上程された議案には以下が含まれます。

- ・業務執行状況の報告
- ・経営計画「The Arc」の審議および決議
- ・ルノーグループとの新たなアライアンス契約締結の決議
- ・ルノーグループからの自己株式取得および消却の決議
- ・公正取引委員会の勧告を受けた下請法違反に関する決議および社内調査結果の報告
- ・IR報告
- ・ニッサン・グリーンプログラム2030(NGP2030)およびニッサン・ソーシャルプログラム2030(NSP2030)の報告および審議
- ・内部統制およびリスクマネジメント報告
- ・コーポレートガバナンス報告書の決議

また、筆頭独立社外取締役が議長を務める社外取締役のみによる会合を定期的で開催し、当社のコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項などについて幅広く議論しています。当事業年度の主な活動としては、ルノーとの新アライアンス契約締結に向け執行側と複数回にわたり議論を行ったほか、個別のビジネス・トピックに関する執行側からのビジネスブリーフィングを行いました。

さらに、独立社外取締役と会計監査人との間で、四半期開示制度の動向、気候変動およびその周辺のサステナビリティ開示の現状、インパクト加重会計などに関する意見交換会を当事業年度において2回実施しました。^{*2}

指名委員会の体制と権限

権限・役割

- ・法定の権限である株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する
- ・取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容を決定する
- ・社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う

決定事項

- ・取締役候補の選解任議案
- ・代表執行役の選解任議案
- ・CEOサクセッションプラン
- ・取締役議長および副議長の選解任議案
- ・各委員会の委員長および委員の選解任議案

指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役（うち1名女性）です。（2024年3月末時点）。当委員会では、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容の決定、および社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う権限を有しています。

2023年度指名委員会の開催回数・参加率

- ・2023年度^{*3}の指名委員会開催総数は11回
- ・開催一回当たりの平均参加率は98.5%

^{*1} 「日産自動車株式会社取締役独立性基準」で規定する全要件の一部を抜粋したものです。詳細はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Standards_JP.pdf

^{*2} 2023年度取締役の活動状況はこちらをご参照ください。 >>> P163

^{*3} 2023年4月から2024年3月までの期間

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

2023年度の主な活動

- ・代表執行役の選任議案を審議
- ・第125回定時株主総会に提出する取締役選任議案について審議
- ・社長兼最高経営責任者の後継者育成計画について審議

報酬委員会の体制と権限

権限・役割

- ・法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬額を決定する

決定事項

- ・取締役および執行役の報酬に関する方針および制度
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬額または非金銭報酬の場合には個人別の具体的な内容
- ・執行役の個人別の報酬等の内容

報酬委員会の委員(委員長を含む)は、4名すべて独立性を有する社外取締役(うち女性1名)としています(2024年3月末時点)。当委員会は、法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬などの内容を決定する権限を有しています。*1*2

2023年度報酬委員会の開催回数・参加率

- ・2023年度*3の報酬委員会開催総数は15回
- ・開催一回当たりの平均参加率は97.8%

2023年度の主な活動

- ・取締役および執行役の報酬に関する方針の決定
- ・報酬水準検討のためのベンチマーク企業を選定、外部第三者専門機関の調査結果も踏まえた報酬水準の審議
- ・取締役および執行役の当事業年度の報酬額および個人別の報酬などの決定

*1 報酬制度の評価指標は2023年度有価証券報告書(P73-83)役員報酬等をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2023/ASSETS/PDF/fr2023.pdf#page=76>

*2 経営層の役割と評価はこちらをご参照ください。 >>> [P011](#)

*3 2023年4月から2024年3月までの期間

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

監査委員会の体制と権限

権限・役割

- ・執行役などの職務執行状況や取締役会の監督機能の実効性を監査(モニタリング、監督)する
- ・執行役、従業員、子会社に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または業務および財産の状況の調査を行う
- ・取締役、執行役、また従業員の不法行為について差し止め請求を行う
- ・年次監査報告書を作成する
- ・会計監査人を選解任する
- ・会社が取締役もしくは執行役に対して訴えを提起し、または取締役もしくは執行役が会社に対して訴えを提起する場合、当該訴えについて、選定監査委員が会社を代表する

決定事項

- ・株主総会に提出する年次監査報告書
- ・監査方針、監査規程、監査委員会の年次監査計画、また関連予算
- ・会計監査人の選解任に関する株主総会議案
- ・監査委員会事務局のスタッフの選任
- ・グローバル内部監査室の年次監査計画、予算および人員計画。グローバル内部監査室責任者の選任と評価
- ・取締役および執行役に対する訴訟の提起

監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役(うち女性1名)です(2024年3月末時点)。当委員会では、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じて、執行役、執行役員および使用人から、当社およびグループ会社の業務執行に関する報告を受けています。

また、委員長は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役などと、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っている

ほか、重要会議などに出席し意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員および使用人に対して説明または報告を求めています。委員長が収集した情報については、適時に他の委員にも共有しています。

さらに、当委員会は、監査の実施に当たり、当委員会、内部監査部門および会計監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取り組みを実施しています。当委員会のリーダーシップのもと、三者間での連携により、監査上の指摘事項およびその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上を図っています。また、当委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門が執行側から極めて高い独立性を確保する体制を構築した上で、内部監査部門から定期的に内部監査計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っています。^{*1*2}

加えて、当委員会は、執行役などのマネジメントの関与の疑義がある内部通報の通報先となり、関係する執行役などが通報者および通報内容を知り得ない体制を構築のうえ、その対応に当たっています。

2023年度監査委員会の開催回数・参加率

- ・2023年度^{*3}の監査委員会開催総数は12回
- ・開催一回当たりの平均参加率は100%

2023年度の主な活動

当事業年度においては、以下を当委員会の重点監査項目と

して定め、それぞれの項目について監査委員会等の場を通じて検討・審議を重ね、必要に応じて執行側などへ提言を実施しました。^{*4}

重点監査項目	監査委員会による検討・審議のポイント
執行役などの業務執行状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・最終年度となる事業構造改革計画「Nissan NEXT」の進捗 ・販売の質の改善、電動化への取り組みなど「Nissan NEXT」に掲げた主要経営課題への対応 ・その他会社が抱える経営課題(収益・コスト構造の改善、新基幹システムの導入の進捗状況など)への対応 ・経営計画「The Arc」の検討状況
内部統制・リスク管理体制の運用状況の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・統合的なリスク管理体制および高リスクの個別項目への対応 ・サイバーセキュリティに関する取り組み(第三者評価の結果とそれを踏まえた中期活動計画の内容) ・DOA(権限委譲規程)の違反率改善と抜本的な見直しの進捗 ・コンプライアンス部門の体制強化と法令遵守に関する社内啓蒙活動の促進 ・下請法違反事案に対する事実確認および再発防止に向けた取り組み
内部監査部門の活動状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な監査発見事項とそれらに基づく改善提案の実行(内部監査部門から執行側へ確実な実行を促すフォローアップ) ・内部監査部門から各現場の実務・運用に更なる改善を促す取り組み(内部監査部門が「Problem Solver」機能に留まらず、「Insight Generator」機能を目指す取り組み) ・「グローバルワンチーム」の内部監査部門としての一体的な連携や緊密なコミュニケーション ・セカンドライン強化への取り組み(サイバーセキュリティなどのセカンドライン業務に関する内部監査の積極的な実施を通じて)
企業集団内部統制強化に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・グループガバナンスの更なる強化に向けた国内外の全グループ会社の統括的管理 ・当社の内部監査部門と国内主要グループ会社の内部監査部門との連携

^{*1} 内部監査の独立性に関する詳細は2023年度有価証券報告書(P67)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2023/ASSETS/PDF/fr2023.pdf#page=70>

^{*2} 監査委員会、内部監査部門、執行側の関係図の詳細は2023年度有価証券報告書(P67)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2023/ASSETS/PDF/fr2023.pdf#page=70>

^{*3} 2023年4月から2024年3月までの期間

^{*4} 監査委員会の当事業年度毎月における主な活動状況は2023年度有価証券報告書(P69)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2023/ASSETS/PDF/fr2023.pdf#page=72>

[公正取引委員会からの勧告に関する取り組み](#)[ガバナンスに関する方針・考え方](#)[コーポレートガバナンス](#)[リスクマネジメント](#)[プライバシー&データ保護](#)[コンプライアンス](#)

以上の重点監査項目に記載されたもののほか、当委員会では以下についても、当事業年度における活動として取り組みました。

不正事案対応

- 元会長および元代表取締役それぞれを被告として提起した損害賠償訴訟への対応、その他元会長らによる重大な不正行為に関する責任追及と損害回復のための適切な措置を継続実施

会計監査人との連携深化

- 会計監査人からの当事業年度における四半期レビュー結果報告の聴取のほか、会計監査人との監査上の主要な検討事項(KAM)のほか、次世代デジタル監査の取り組みおよびインパクト会計の最新動向に関する意見交換を実施し、会計監査人の監査品質の相当性を多方面から検証

往査およびグループ会社監査役との連携

- 監査委員は、当社拠点および国内外主要子会社(2拠点および14社)について往査を実施し、主要な往査結果を監査委員会に報告
- グループ各社の監査品質向上を目的とした国内主要グループ会社監査役連絡会を半期毎に開催

執行役の体制

執行役は、取締役会決議により委任された業務の執行を決定するとともに、その執行を担っています。また、会社の重要事項や日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する会議体を設置するとともに、効率的かつ機動的な経営を行うために、業務執行については明確な形で執行役員および従業員に権限を委譲しています。2024年3月末時点で、執行役として5名(うち代表執行役1名)が選任されています。*1

内部統制システムの基本理念

日産は、優れた価値をすべてのステークホルダーに提供することを目指し、その基盤となる健全なガバナンス体制を構築すべく、さまざまな取り組みを行っています。この基本理念のもと、取締役会では、会社法に定める内部統制システム*2およびその基本方針を決議しました。取締役会はその責任において、体制と方針の実行状況を継続的に注視するとともに、必要に応じて変更・改善を行っています。2007年に設立された『内部統制委員会』の議長はCEOが務め、取締役会の監督下に置かれます。すべての執行役、執行役員およびその統括下の各部署、また関連会社は、議長の指揮下で連携し合い、内部統制システムのさらなる改善に努めます。

監査の体制

日産では、社外取締役、監査委員会、内部監査部門および外部の会計監査人が連携することで、内部統制システムの実効性をさらに向上させています。社外取締役は、独立性を有するため取締役会をけん引し、取締役会において経営の基本方針を決定するとともに、取締役、執行役などの職務の執行を監督します。また、監査委員会は内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行い、内部監査部門は、継続的に職務の執行状況および発見事項などを報告しています。会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しています。

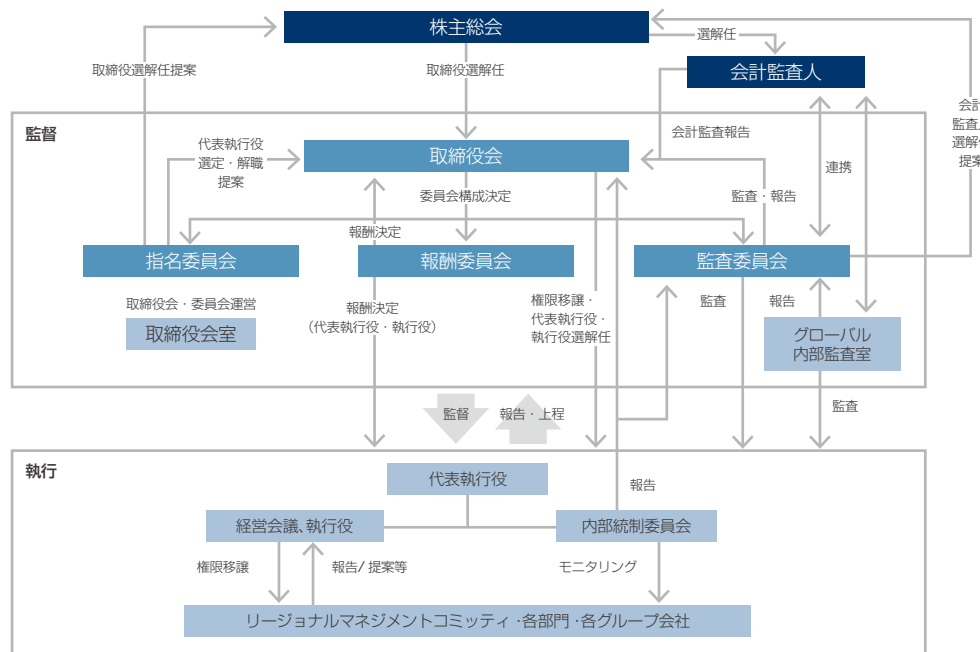
*1 各執行役に関する詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

*2 内部統制システムの詳細は「日産コーポレートガバナンスオーバービュー」をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview_JP.pdf

独立した組織による内部監査

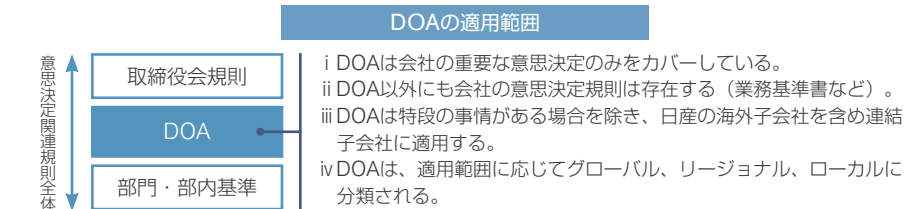
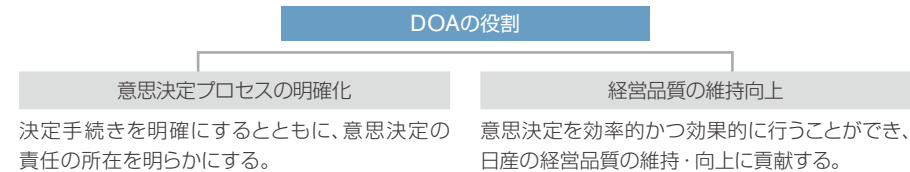
日産は、独立した組織であるグローバル内部監査部門を監査委員会の管轄のもと、設置しています。各地域では統括会社に設置した内部監査部門が担当し、より高度な専門性を要する販売金融、ITおよびモノづくりの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置しています。チーフ インターナル オーディット オフィサー(CIAO)の統括のもと、すべての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施しています。内部監査は、監査委員会の承認を受けた監査計画に基づき実施され、その結果は定期的に監査委員会へ報告しています。また、監査結果は関係部署および役員へ適宜報告しています。

コーポレートガバナンス体制図



権限基準書の概要

DOAIはDelegation of Authority (権限委譲)の略で、会社の重要な意思決定に誰が関与するのかについて定めたものです。



権限基準書の統制

意思決定プロセスの明確化および経営品質の向上を図るために、公正かつ透明性の高い権限基準を適切に整備し、厳格に管理しています。

01 厳格性
DOAの改定、新設および削除においては、役員が議長となっているDOAコミッティにて厳格に管理されている。

02 透明性
DOAは、誰が起案し、誰が助言し、誰が決定するのが適切かをあらかじめ定め、それぞれの権限と責任を明確にしている。また、それをイントラネット上に公開し透明性を高めている。

03 公正性
起案者と決定者以外にも、起案された承認事項に関して、専門的見地から助言するバリデーターをそれぞれのDOAIに設定し、公正性を担保している。

04 実効性
各部門にDOA担当者を、または、各地域にDOAコーディネーターを設置し、DOAの効率的な運用およびグローバルでのDOAマネジメントの向上を図っている。

利益相反の回避

取締役および執行役と会社の利益が相反する取引については、事前にと取締役会の承認を得ること、および取引後に当該取引に関する重要な事実を取締役に報告することを取締役会規則に規定しています。2019年には取締役利益相反解消指針を制定(2023年に改定)、取締役と会社との利益相反とは何かを定義し、年に一度の利益相反アンケートを実施するなど、取締役に對し利益相反または潜在的な利益相反を報告する義務を課すとともに取締役の利益相反を解決するプロセスなどを規定しています。さらに、2022年3月にグローバル利益相反規程が施行され、すべての役員および従業員に適用されています。

取締役利益相反解消指針の3つの柱

「取締役利益相反解消指針」の3つの柱

報告義務

各取締役は、以下2つの継続的な義務を負う：

- i 特定の利益相反が新たに生じたこと、またはその可能性を認識した際に、直ちにこれを報告する義務
- ii 取締役会または委員会に関連して提供を受けた資料により特定の利益相反を認識した場合、当該会議に先立ちこれを報告する義務

特定利益相反の確認

取締役会および各委員会の議案において、特定の取締役に利益相反の可能性が検出された場合、取締役会および各委員会の事務局が、当該議案が特定利益相反を有するかどうかを検討し、その解消のために必要な対応について各会議体の議長と確認を行う。なお、確認にあたり、必要に応じて、中立・公平な外部法律事務所の意見を求めることとしている。

特定利益相反解消手続きおよび管理

特定利益相反を解消するための手続きは以下を含む：

- i 特定利益相反が取締役において確認された場合、各会議体の議長が会議開催前に当該取締役に確認の結果を報告する。
- ii 報告を受けた取締役は、当該議案に関する資料の受領ならびに審議および決議への参加はしない。
- iii 確認された特定利益相反はデータベースにて管理する。

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

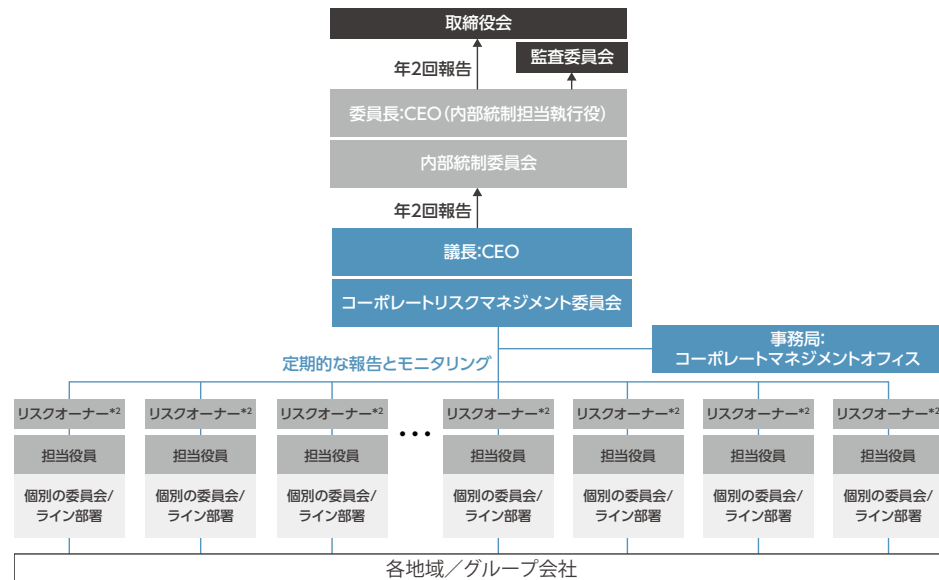
日産では、「グローバルリスク管理規程」にて、リスクを「日産グループのコーポレートパーパス、戦略、および事業目的の達成を阻害する事象又は状況」と定義し、日産グループ全体で活動を推進しています。リスクをいち早く察知し、影響度の大きさや発生の可能性を評価して、必要な対策を検討・実行することにより、リスクが発生する確率や頻度の低減、万一発生した場合の損失の最小化に務めるとともに、リスクの大きさに応じた適切な管理がなされているのかを確認しています。具体的には、社内外の事業環境の変化に対応するため、リスク管理の専門部署による役員層へのインタビューと各機能部署へのヒアリングの定期的な実施、および、経営戦略室と連携し、さまざまなリスクを洗い出すとともに、インパクトと切迫度、コントロールのレベルを定量的・定性的に評価し、コーポレートリスクマップの見直しを行います。そしてCEOが議長を務めるコーポレートリスクマネジメント委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組みます。リスク管理の責任者は各リスクにおけるコントロールレベルを評価し、それぞれのリスクマネジメント活動の有効性を判断しています。それらの状況は定期的にコーポレートリスクマネジメント委員会や内部統制委員会に報告し、さらに監査委員会や取締役会にも適宜報告しています。

個別のビジネスリスクに対しては、発生時の影響と発生の可能性を最小にするため、各部門の責任において、本来業務の一環として必要な予防対策を講じるとともに、発生時の緊急対応策を整備しています。また、災害・操業リスクにおいては専門部署を設置し、危機発生時に迅速かつ連携のとれた対応を行うことで、事業継続リスク*1に対して網羅的に対応する体制を整えています。

国内外の連結会社とも連携を深め、日産グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めています。

近年、新たな技術の普及や地政学的リスクの拡大など、企業を取り巻く環境は変化の度合いを増しています。そうした変化にも適切に対応していけるように、これからも取り組みを強化していきます。

コーポレートリスクマネジメント体制



(2024年3月末時点)

*1 「事業等のリスク」は2023年度有価証券報告書(P28-34)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2023/ASSETS/PDF/fr2023.pdf#page=31>

*2 リスクオーナーは、原則としてエグゼクティブコミティのメンバー

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

リスクマネジメント強化の取り組み

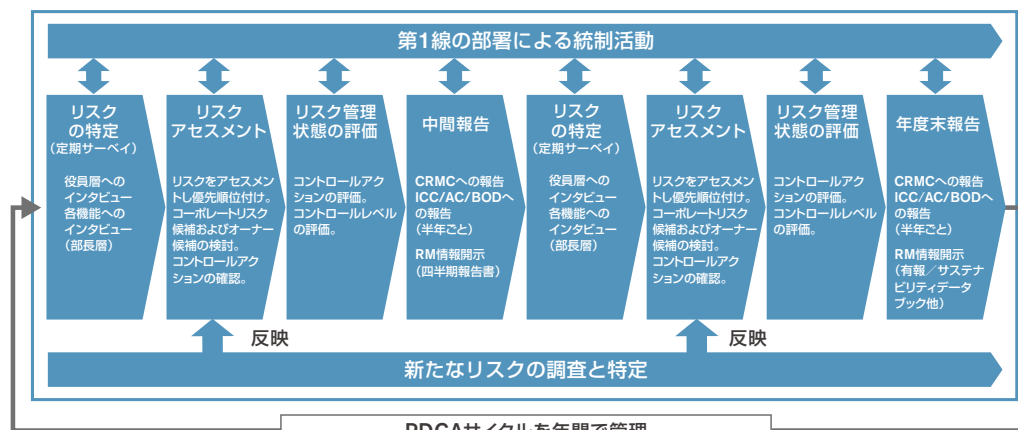
日産が2021年に発表した長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」の達成に向けて、リスクマネジメントの枠組みやプロセスの見直しとその強化に継続して取り組んでいます。

体制面の強化としては「三つの防御線（ディフェンスライン）」の原則に基づき、リスクマネジメントの事務局を第二線の機能として明確に位置づけ、人員体制の強化も行いました。会社の新たな基本方針をサポートするために、リスクマネジメントの目的を、事業目的の達成といった短期的なものにとどまらず、より長期的な視点でコーポレートパーパスの達成をサ

ポートする活動と位置づけました。それに伴い、対象とするリスクも環境・人権などのESGリスクを含め、会社の企業価値の向上やサステナビリティに貢献する視点で、より幅広く捉えるようにし、新たなリスクを適時に捉える体制も構築しました。リスクの評価についても、従来の主観的・定性的な評価に、客観的・定量的な評価を加えるため、国際的なフレームワークも参照し、より具体的なリスクの評価と、リスクをコントロールし管理状態に置くための活動のモニタリングに取り組んでいます。

これらプロセスとツールの改善内容は、リスク管理マニュアルにも適宜反映しています。

コーポレートリスクの年間管理プロセス



CRMC：コーポレートリスクマネジメント委員会 ICC：内部統制委員会 AC：監査委員会 BOD：取締役会

(2024年3月末時点)

プライバシー&データ保護

情報セキュリティへの取り組み

日産では、情報セキュリティ全般に対する取り組みの基本方針である「情報セキュリティポリシー」をグローバルに展開しています。

情報セキュリティのマネジメント

情報セキュリティ委員会のもと、PDCAを回した対策を図っています。グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応しています。

情報セキュリティの実績

情報セキュリティポリシーの遵守を徹底するため、定期的に社内教育プログラムを実施し、周知・定着を図っています。

データプライバシーへの取り組み

日産は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報を適正に扱うことが社会的責務であると認識し、お客さまに関するデータを含む個人情報の利用において、グローバルで一貫したアプローチを適用するために、「グローバルデータプライバシーポリシー」*1を策定しました。このポリシーは、日産の全拠点において情報の取り扱いが重要なテーマとして扱われ、一貫性を持っていることを保証しています。このポリシーは、プライバシーに関する日産の基本的なコミットメントについて規定しています。

データプライバシーのマネジメント

当社は、個人データの扱いについて、社内のガバナンス体制およびルール、手続きを整備しています。グローバルのガバナンスとして、地域別のデータプライバシーリーダーがグローバルコンプライアンス室と連携して調整し、各地域のコンプライアンスオフィサーを通じて、最終的にグローバルコンプライアンス委員会に報告する体制になっています。日産グループでは、必要に応じてこれらのプロセスを徹底しています。

データプライバシーの実績

当社のプライバシーチームは、プロセスの改善を進めています。具体的には、個人データを扱う日産の部門が、データプライバシーの管理体制を導入するにあたり、チームとしてサポートする際のプロセスの改善です。

*1 グローバルデータプライバシーポリシーについては、こちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/Data_Privacy_j.pdf

コンプライアンス

日産においては、すべての従業員が高い倫理基準に従って誠実に行動することが大切であるため、グローバルコンプライアンス室を設置し、世界の各拠点にコンプライアンス施策を推進する担当部署と推進責任者を配置して、コンプライアンス意識の醸成に努めています。

2023年度、日産は、サードパーティのコンプライアンスリスクに対処するために、会社の指針、ガバナンスや基本原則を定めた「グローバルサードパーティ・コンプライアンスリスク管理ポリシー」を発行しました。このポリシーに基づき、グローバルコンプライアンス室と購買部門が協力し、サプライヤー領域においてコンプライアンスリスクモニタリングを開始しました。

12月に社内の倫理と法令遵守意識の向上のために、第4回「日産エシックス・デー（企業倫理の日）」をグローバルで開催しました。ここでは、日産の経営陣の姿勢と中間管理職の姿勢の両方を強化することに焦点を当て、あらゆるレベルの従業員が、倫理についてのお互いの認識を話し合うことができました。

コンプライアンスの強化

コンプライアンス総点検の実施

日産では、日本国内車両製造工場での完成検査における不適切な取り扱い*1が2017年に発覚したことを受け、二度と同様のことを起こさないよう再発防止策を講じています。2018年度にはコンプライアンス総点検を実施し、2019年度から2020年度にかけて、グローバルコンプライアンス室と関連部署が年2回の定期点検を行いました。

2019年度は、日本国内の主要な子会社を対象に総合的なコンプライアンス総点検を実施し、その後も定期的に点検を行いました。2021年度からは、グローバルコンプライアンス室がコンプライアンスリスクアセスメントを開始し、2023年度にすべての日産関係会社のアセスメントを完了しました。グローバルコンプライアンス室は継続して、残存リスクの改善計画を含む地域のリスクモニタリングを監督しています。

販売会社との取り組み

販売会社とコンプライアンスの意識を共有し、より強固な内部統制を構築できるように、さまざまな取り組みを推進しています。

販売会社とのコミュニケーションを強化しながら、日本国内の販売会社向けにコンプライアンス強化を目的とした活動を実施しています。具体的には、コンプライアンスに関する

管理レベルの把握と改善を目的とした「自己点検プログラム（Control Self-Assessment）」を展開。監査での指摘事項などを反映したチェック項目を各販売会社へ提供し、自社におけるコンプライアンスの現状や課題について把握し、PDCAサイクルを回しながら自発的改善活動につなげています。重大なコンプライアンス違反の案件が発生した際には、法務、広報、渉外など日産の関係各部署が連携しながら、販売会社とともにタイムリーかつ適切に対応しています。

*1 国内車両製造工場における完成検査に係る不適切な取り扱いの再発防止取り組みの詳細は2023年度有価証券報告書(P33)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2023/ASSETS/PDF/fr2023.pdf#page=36>

腐敗防止

腐敗防止の方針・考え方

日産は、個人的か組織的にかかわらず、いかなる腐敗行為も容認しません。「グローバル贈収賄防止、贈答品・接待ポリシー」*1は、腐敗行為に関するグローバルな枠組みを定めています。日産は現地の慣習や伝統を尊重しながらも、腐敗行為を受け入れることは決してありません。

腐敗防止のマネジメント

日産では「グローバル行動規範」*2を定め、グローバルコンプライアンス室を設置するとともに世界の各拠点にコンプライアンス施策を推進する担当部署と推進責任者を配置してコンプライアンス意識の醸成に努めています。

さらに、すべてのグループ会社が「グローバル行動規範」を基準とした独自の行動規範を導入しています。また、行動規範の内容を完全に理解できるように教育を行っています。

日産は、「グローバルDOA(権限委譲)ポリシー」「グローバル内部者取引防止管理規程」「情報セキュリティ・ポリシー」「グローバル贈収賄防止、贈答品・接待ポリシー」「グローバルデータプライバシーポリシー」など、グローバルに適用される一連の社内ポリシーを策定し、コンプライアンス意識を高め違反を低減する活動に取り組んでいます。

日産が事業活動を行う各地域においても法令遵守のためのさまざまな従業員教育プログラムが定期的で開催してい

ます。例えば、「グローバル贈収賄防止、贈答品・接待ポリシー」に基づく研修を、グローバルすべての地域で実施し、誓約書を伴う修了証を発行しています。本研修では、賄賂の基本、法令、リスク領域、危険信号などを取り上げており、ケーススタディとして、賄賂、政府関係者とのやりとり、汚職の危険信号などの例が含まれています。また、「グローバル利益相反規程」に基づく研修もすべての地域で実施しており、利益相反となる潜在性を伴う最も一般的な状況や、日産において従業員がどのように開示すべきかについて説明しています。本研修には、お客さまやサプライヤーとの関係、忠実義務、個人的利害関係を踏まえたケーススタディが含まれています。研修修了後には誓約書を伴う修了証も発行しています。

ビジネス倫理の遵守

ビジネス倫理の遵守の方針・考え方

従業員におけるコンプライアンスの徹底

2001年には、従業員がどのように行動すべきかを「グローバル行動規範」として定め、グループ全社でグローバルに適用しています。

取締役や執行役員に対しても、「取締役・執行役員の法令遵守ガイド」を策定し、啓発活動を実施することなどにより、その遵守を徹底しています。

CEOとグローバルコンプライアンスオフィサーが共同で議長を務める「グローバルコンプライアンス委員会」を年2回開催し、グローバルコンプライアンス計画の審議や年次プログラムの検証、コンプライアンス案件についての議論を行い、その結果を経営会議および監査委員会に報告します。

さらに「グローバルコンプライアンス委員会」の統括のもと「リージョナルコンプライアンス委員会」を地域ごとに設置して、コンプライアンス違反行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域・拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底とコンプライアンス違反行為の未然防止活動に取り組んでいます。日産グループでは、従業員が行動規範や法令に違反・抵触した場合、適切な懲戒処分を行うためのプロセスが設定されています。

また、コンプライアンスの管理をこれまで以上に徹底するため、グローバルコンプライアンス室を設置しました。さらに、

*1 「グローバル贈収賄防止、贈答品・接待ポリシー」の詳細はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/Anti-Bribery_GH_j.pdf

*2 「グローバル行動規範」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/SR/2017/NISSAN_GCC_J.pdf

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

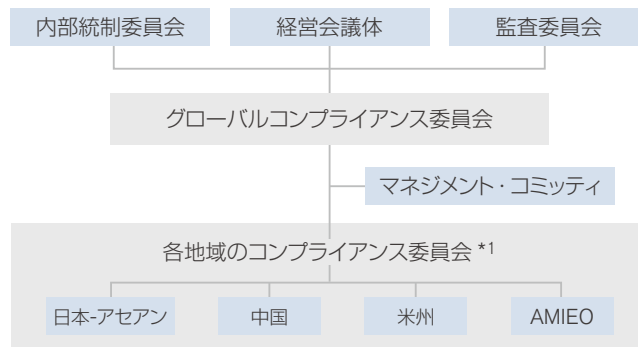
リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

各地域のコンプライアンスを徹底するため、日本-アセアン、中国、米州、AMIEO(アフリカ/中東/インド/欧州/オセアニア)地域に独立した専任のコンプライアンスオフィサーを選任しています。

グローバルコンプライアンス委員会組織 (2024年4月1日現在)



グローバル行動規範

「グローバル行動規範」*2は、日産がすべての事業所において法令を遵守し、公正かつ誠実に事業活動を行うための基本原則です。日産グループで働くすべての従業員に適用されており、従業員一人ひとりにこの行動規範をしっかりと守り実践していく責任があります。最低でも3年に1回は会社や社会の変化に合わせた改定に向け、見直しを行っています。

2023年度の「グローバル行動規範」研修は、新たな学習方法を導入し、ビジネスシナリオや倫理的ジレンマを考慮した教材で、日産の全従業員に実施しました。間接従業員向けのe-ラーニング教材は約15言語に対応し、受講率は98.9%でした。直接従業員(工場および倉庫作業員)向けには研修資料が用意され、ビデオを視聴した上で、リーダーとの会話を深めました。

日産のすべての従業員、取締役・執行役および執行役員は、本「グローバル行動規範」研修を毎年受講することが義務づけられています。「グローバル行動規範」の遵守・周知の状況については、所管部署による自主評価および内部監査部門による独立的評価が行われています。その結果は内部統制委員会へ毎年報告し、取締役会にも報告しています。

ビジネス倫理の遵守のマネジメント

健全性を高める内部通報制度

日産では、全世界の従業員一人ひとりがコンプライアンスを確実に理解し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度SpeakUpを導入しています。

SpeakUpは、倫理ホットラインを専門とする独立した第三者機関であるNAVEX Globalによって運営されています。従業員はこのシステムを使って意見や質問を会社へ伝えることが可能となり、業務や職場の改善につながっています。また、匿名かつ秘匿の双方向コミュニケーションをウェブサイトを通じ、約20言語で、24時間365日行うことができます。

SpeakUpの活用はポスター、イントラネット上のバナー、社内記事、毎年開催の「日産エシックス・デー(企業倫理の日)」など、さまざまな社内コミュニケーションを通じて従業員に伝えられています。

日産は、従業員に「グローバル行動規範」やその他の会社規則に対する違反を報告するように促すとともに、コンプライアンス制度の土台である「グローバル内部通報規程」に沿い、報復を禁ずる方針によって通報者を保護しています。

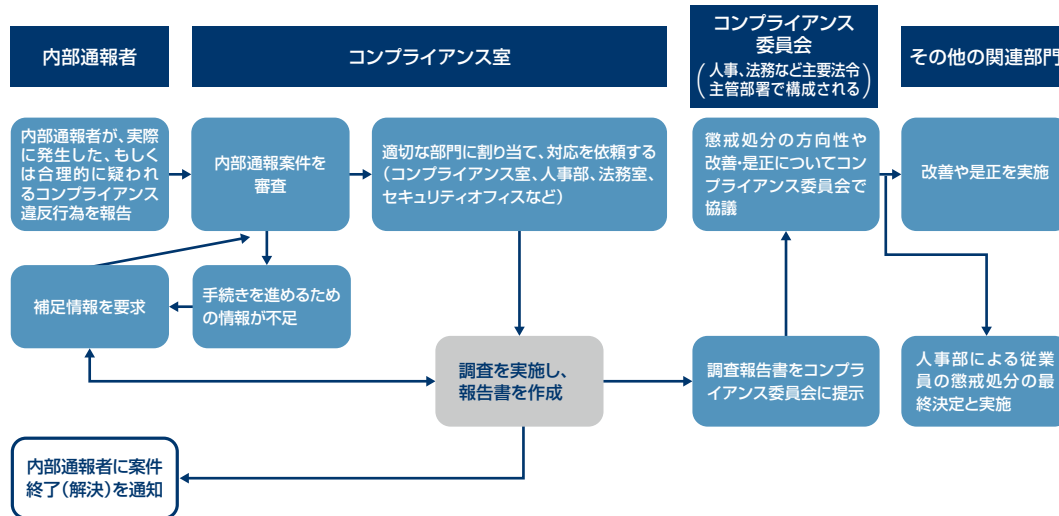
2023年度には、グローバルで2,424件が報告されました。そのうち18%がコンプライアンス関連、62%が人事関連の報告でした。これらの数には343件の問い合わせが含まれており、「問い合わせ」が最も多いカテゴリーとなっています。問い合わせの他に、最も頻繁に報告された内容は、「攻撃的または不適切なコミュニケーション」「人事上の懸念」「不適切な監督指示」「その他の社内規程違反」に関

*1 各地域のコンプライアンス委員会はローカルレベルのコンプライアンス委員会を適切に監視しています。

*2 「グローバル行動規範」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NISSAN_GCC_J.pdf

するものでした。これらに対する措置は、手続きの是正から懲戒解雇におよぶまでさまざまです。

グローバル内部通報システム(SpeakUp)のプロセス



安全保障に関する輸出管理

日産は、国家および国際間の平和と安全の維持に貢献するため、日本や地域の安全保障に関する輸出規制法令の遵守を徹底しており、規制対象となる貨物やソフトウェア、技術について、テロ、産業スパイ、人権侵害者などの懸念活動への拡散防止を図っています。日産では、輸出管理担当役員を長とする自主管理体制を構築しています。各国・地域の法令の遵守を確実にを行うため、社内規程や業務プロセスを整備し、グローバルディレクターとリージョナルマネジャーからなる輸出管理事務局とビジネス部門が協働して厳格に運用しています。

世界各国の輸出管理規制の変更や関連動向に対して迅速に対応しており、今年度の主な焦点は、さまざまな地政学的問題（ロシア/ウクライナ、イスラエル/ハマス、強制労働など）の継続的な管理、急速に変化する規制の状況、さらにデューデリジェンスや該非判定プロセスのデジタル化やグローバル従業員向けの情報提供の強化です。内部管理のレベル向上を図るため、日産は各地域で輸出管理に関するリスクアセスメントを定期的実施するほか、法規制や事業上の要請に即した監視体制づくりや継続的な運用の改善に取り組んでいます。

また、コンプライアンスリスクに関する従業員の認知度をさらに高めるため、関連する関税法コンプライアンスの観点も含め、教育体系や教育コンテンツの見直しを行っています。2024年度は、全従業員を対象とした必須研修を改訂し、導入する予定です。

日産では、将来を見据え、グローバルで先進技術に関する輸出管理に取り組んでいます。日本、米国、欧州の拠点をはじめ

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

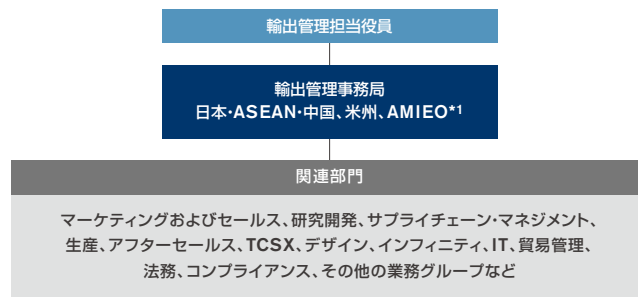
プライバシー&データ保護

コンプライアンス

め、世界各地で電動化や自動運転、コネクテッドカーなどの先進技術の輸出管理を継続して推進しています。

また、輸出管理手続きを開発・設計業務に組み込むことで、コンプライアンスの強化を図っています。さらに、各地域における規制対象品目やソフトウェア、技術の情報を更新・集約し、体系的に共有することで、各地域のビジネスにおいて網羅的で確実な輸出管理を実施しています。

輸出管理に関するグローバル組織図



税の透明性

税への取り組み

日産は、「グローバル行動規範」に沿って、日産グループが事業を行うすべての国の法令だけでなく、国際的な租税条約および税関連の財務報告ルールを遵守しています。世界中の市場で、適切かつ効率的に事業を運営するために、税務方針を「税務ガバナンスポリシー」*2として文書化しています。法令の変化に対応するために当該方針は継続的に改訂しています。税務方針には、日産のガバナンスの取り決め、税務リスク管理戦略、税務当局への対応方法が含まれています。国内規則と国際規則（OECD国別報告など）、オーストラリアや英国*3など、その国独自の透明性に関する要件も含め、すべての税の開示要件を一貫して満たしています。

日産は、経営上の重要事項決定時に税務部門を関与させ、税務リスクを効果的に管理しています。日産の税務部門は、事業運営や戦略の意思決定に税務が及ぼす影響が適切に評価され、適時に対処されるよう、他の部門をサポートしています。事業戦略のサポートに必要な取引、組織の再編、法人の変更、法規制の変化、その他の事業変更に関する税務部門からの報告は特に重要です。税務部門が、事業運営上の決定を税務の観点から検証し、正式な権限委任手続きを経たうえで、税務戦略が一貫した方法で適時行われ、より広範な経営目標に沿ったものであることを確認します。

グループ内企業間取引においては、OECDによって策定された国際的に確立された基準を適用しています。企業間取引は

独立企業間価格で行い、日産の企業間であっても、独立企業間として取引します。

日産は税務執行に透明性を持たせ、事業を行う国の管轄内で地域や国際的な税法に沿って適切な納税を行い、税務関連の利子や法令違反による罰金の支払いを回避します。

日産のビジネスは実際に事業を行う企業の統合で成り立っており、日産は租税回避を目的とした取引や、事業方針に沿わない取引には一切関与していません。

日産の税務戦略と税務方針は、CFOが審査および承認します。グローバル税務責任者とCFOは、税務リスクおよびリスク管理ツール、グループの税務戦略に関する情報を毎年取締役会で報告しています。

税務管理

各国および各地域、グローバルレベルで設けられている権限移譲プロセスを通じて、経営上の意思決定を税務執行の観点から一貫して検証することにより、日産はグループ内の税務リスクを効果的に管理しています。日産が最も重要視しているのは、グローバルブランドとしての評価と製造・販売事業および資金調達の継続的な成功です。

日産は、調査項目に関する税務処理について税務当局と合意に達することで、税務調査の終了を目指しています。税務当局と合意に至らない場合、日産は、訴訟提起など税務ポジションを守るために必要な措置を講じます。

日産は、税務リスクを明確にし、管理するためのさまざまな対策を講じています。例えば、税務部門はグループで進行中の

*1 AMIEO(アフリカ・中東・インド・欧州・オセアニア)

*2 「税務ガバナンスポリシー」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/Tax_Governance_Policy_j.pdf

*3 日産の英国での税務戦略(英語のみ)はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan.co.uk/legal/nissan-uk-tax-strategy.html>

公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

監査、不確実な税務ポジションおよび将来の税務リスクとなりうるトピック(新しい税務規則や税務当局による既存の規則とは一貫性がない適用など)のリストを含むグローバルなデータベースを維持しています。これには、直接税と間接税の両方の潜在的な税務リスクが含まれています。これらのリスク項目は詳細に文書化され、認定されます。報告書は必要に応じて作成され、重要な調査結果については四半期ごとにグローバルな上級管理職と協議されます。

具体的には、法人所得税に関して、国際財務報告解釈指針委員会第23号(IFRIC 23)の要求に従い、各国、各地域、およびグローバルレベルでの不明瞭な税務ポジション(Uncertainty Tax Position)を確認するプロセスを実施しています。日産では2019年度初めよりIFRIC 23を適用しています。

移転価格に関しては、日産の税務部門が内部手順を有しており、移転価格リスクの特定、評価、軽減のための管理を行い、またリスク動向を監視のうえ、重大化した場合にはすべてのステークホルダーに報告をしています。税務部門は、製品および単体会社の収益性を定期的にモニターし、移転価格税制上の潜在的な税務リスクを特定しています。潜在的な税務リスクが確認された場合は、財務担当役員チームに報告されます。税務戦略の実施に責任を負うグループ内の幹部レベルのポジションには、グローバル税務責任者がおり、CFOに報告します。

税務ガバナンスおよび管理体制は、税務部門、コンプライアンス部門、内部監査部門によって定期的に各国、各地域、およびグローバルレベルで評価されています。税務のガバナンスと管理に関するグローバルポリシーは、日産のウェブサイトで公開しており、全従業員がアクセスできます。コンプライ

アンス部門(各国、各地域、およびグローバルレベル)は、ポリシーがどのように運用され、またビジネスに即しているか否かを税務部門と確認します。

日産のコンプライアンス部門は、コンプライアンスリスクを確実に理解、評価、軽減するために税務コンプライアンスリスク評価も実施します。コンプライアンスリスク評価の結果は、情報提供、議論、指示のためにCEOが委員長を務めるグローバルコンプライアンス委員会に提出されます。

日産では、違法行為や非倫理的行為を目撃したり、疑念が生じたりした場合、従業員が報告できるように、SpeakUpという内部通報制度を用意しています。SpeakUpは税務関連の違反の可能性を経営陣へ提起する手段となっています。

ステークホルダーの関与と税務に関する懸念の管理

日産は、各国の税務当局をはじめ、他の公的機関や業界団体と、直接的・間接的を問わず長期的でオープンかつ建設的な関係を構築し、維持することを目指します。

定期的な会合やパートナーシップ・プログラムを通じて税務当局との関係を築いています。必要に応じて事前裁定や企業内取引における移転価格の正当性を確保しながら、移転価格事前確認(APA)を利用し、税務当局と継続的にコミュニケーションをとっています。

日産は、政策立案者と定期的にかかわり、事業実態を反映した健全な税務政策の原則に基づく税務規則および規制の策定を支援しています。また日産はTax Executives Institute (TEI)やOECDの経済産業諮問委員会(BIAC)などの業界団体や国際的な経済団体にも技術的な意見を提供しています。

日本の自動車メーカーとして、日本の主要な民間企業団体のひとつである経団連と日本自動車工業会(JAMA)の一会員でもあります。

当社のIR部門は、グローバル税務部と連携してステークホルダーからの税務関連の質問に対応しています。税務部門はこれらの質問への回答に関して十分な情報を提供しています。

主要市場別の法人税

日産はグローバルに支払った法人税を主要市場ごとの国内外の内訳とともに開示しています。

2023年度(単位: 億円)

	日本	米国	中国	メキシコ	その他地域	合計
法人税	83	1,052	503	302	321	2,261